

船橋市献血推進協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市献血推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に対して船橋市献血推進協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 献血の普及及び啓発
- (2) 献血推進キャンペーンの実施

(交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。この場合において、懇親会費等事業の直接経費とならない経費は、交付金の対象経費としない。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の対象となる経費は当該交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(関係書類の整備)

第5条 協議会は、本交付金に係る経費の収支を明らかにした書類を、額の確定日の属する年度の翌年度から10年間整備しておかなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月24日から施行する。

別表

| 交付対象経費 | |
|-----------|------------|
| ①賞賜金 | 記念品 |
| ②消耗品費 | 事務用消耗品、報償品 |
| ③食糧費 | 協議会委員茶代 |
| ④印刷製本費 | チラシ印刷 |
| ⑤手数料 | 振込手数料 |
| ⑥通信運搬費 | 郵送用切手代 |
| ⑦使用料及び賃借料 | 施設使用料 |